

**笠間市**  
**第2期 障害福祉計画**  
(平成 21 年度～23 年度)  
(案)

---

平成 20 年 12 月  
笠間市

# 目 次

<b>第1章 計画策定に向けて</b> .....	<b>1</b>
第1節 第2期計画策定の目的 .....	1
第2節 計画策定の位置づけと期間 .....	1
第3節 計画の策定体制 .....	2
第4節 障害者自立支援法の流れ .....	2
1 障害者自立支援法制定まで .....	2
2 障害者自立支援法制定 .....	4
<b>第2章 笠間市の現況と将来推計</b> .....	<b>6</b>
第1節 障害者自立支援法施行後の本市の現況 .....	6
第2節 障害者数の推計 .....	9
1 身体障害者手帳保持者数の推計 .....	9
2 療育手帳保持者数の推計 .....	10
3 精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移（障害程度別） .....	10
第3節 アンケート調査結果の概要 .....	11
1 アンケート結果から浮かび上がる課題 .....	12
<b>第3章 計画の基本方針（案）</b> .....	<b>19</b>
<b>第4章 地域生活移行と就労支援の数値目標</b> .....	<b>20</b>
第1節 入所施設の入所者の地域生活への移行 .....	20
第2節 入院中の精神障害者の地域生活への移行 .....	21
第3節 福祉施設から一般就労への移行 .....	22
第4節 障害者自立支援法施行後の国の動向 .....	23
<b>第5章 サービス量の見込と提供確保体制の確保</b> .....	<b>24</b>
第1節 サービス量の見込み（全体像） .....	24
第2節 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保 .....	27
1 訪問・通所系サービスの確保 .....	27
2 日中活動系サービスの確保 .....	29
3 居住系サービスの確保 .....	35
4 指定相談支援（サービス利用計画支援） .....	38
5 地域生活支援事業 .....	39

<b>第6章</b>	<b>円滑な運営に向けて サービスの確保策</b> .....	<b>45</b>
第1節	適切な障害程度区分認定の実施 .....	45
第2節	応益負担の仕組みづくり .....	45
第3節	笠間市自立支援協議会の円滑な運営 .....	46

# 第1章 計画策定に向けて

## 第1節 第2期計画策定の目的

本市では、障害者基本法に基づく「笠間市障害者計画」（平成19～23年度）、障害者自立支援法に基づく「第1期笠間市障害福祉計画」（平成18年10月～21年3月）を策定し、「支えあい 自分らしく暮らせるまちづくり」をめざして、障害者施策の充実に努めています。

「第1期笠間市障害福祉計画」は、平成18年4月に施行となった障害者自立支援法の下、誰もが住みなれた地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていくために、市民ニーズを踏まえた障害福祉サービスの具体的な数値目標を設定しました。

一方、障害者自立支援法は、3障害共通のサービスの実施、就労支援の抜本強化、国の財政負担責任の明確化など、障害者施策の大きな前進を図るものであり、本市においても、障がい者が必要なサービスを受けながら、地域で安心して暮らしていけるよう、サービスの充実に努めてきました。しかし、同法は、利用者負担にかかる応能負担から応益負担への移行、出来高払いや福祉人材の不足等に伴う通所・入所系サービス事業者の経営環境の悪化、入所・入院から地域生活へ移行するための支援サービス基盤の供給不足など、問題点もクローズアップされており、平成21年度に抜本的な法改正が行われる見込みとなっています。

「第2期笠間市障害福祉計画」は、障害者自立支援法施行後の政策課題や第1期計画の進捗状況等の分析・評価を図り、障害福祉サービスの達成方策を明らかにするため策定します。

## 第2節 計画策定の位置づけと期間

障害者自立支援法は、障害者（障害児）の福祉に関する法律と相まって、障害者（障害児）がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障害の有無にかかわらずお互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。

第2期笠間市障害福祉計画は、この障害者自立支援法の目的に即して、障害者自立支援法第88条に基づいて策定される障害福祉計画です。計画期間は平成21～23年度とします。

策定にあたり、本市の障害者施策の基本方向を定める「笠間市障害者基本計画」や、本市の最上位計画である「笠間市総合計画」、関連計画である「いばらき障害者いきいきプラン」等との整合・調整を図っています。

## 障害福祉計画と障害者計画の関係

	障害者計画	第2期障害福祉計画
計画に基づく法律	障害者基本法（第9条第3項）	障害者自立支援法（第88条）
計画の目的	障害者に関する施策の基本方向を分野ごとに明らかにする	障害福祉サービス等の事業量と確保方策を明らかにする
計画の期間	平成19～23年度（中・長期にわたる計画）	平成21～23年度（3年を1期とする）

### 第3節 計画の策定体制

第2期障害福祉計画策定にあたり、障害のある方に対するアンケート、市内の障害サービスを提供する事業者・障害者関係団体へのヒアリング、ボランティア団体へのアンケートを実施しました。

また、障害者団体関係者、民生委員・児童委員、医療関係者、社会福祉施設関係者、ボランティア団体関係者、学識経験者などで構成される「笠間市障害福祉計画策定委員会」による審議を経て策定されています。

### 第4節 障害者自立支援法の流れ

#### 1 障害者自立支援法制定まで

利用者の立場に立った福祉サービスの提供のために、「行政がサービス内容を決定し給付する措置制度」から「利用者が事業者との対等な関係に基づきサービスを選択する利用制度」への移行が進められ、平成15年4月に、身体障害者、知的障害者、障害児に対する「支援費制度」の導入が決まりました。

支援費制度の導入は大きな転換となりましたが、支援費制度の導入によってサービス利用者が急増し、国と地方自治体の費用負担だけではサービス利用に対する財源確保が困難になりました。精神障害者が対象外、サービスの地域間格差、就労の場として普及している「作業所」が法制度外といった問題もあり、中核的な障害者保健福祉制度としては十分な機能を果たしていないと指摘されていました。

支援費制度のサービス

行政がサービス内容を決定し給付する措置制度

平成 15 年  
4 月より  
支援費制度  
へ移行

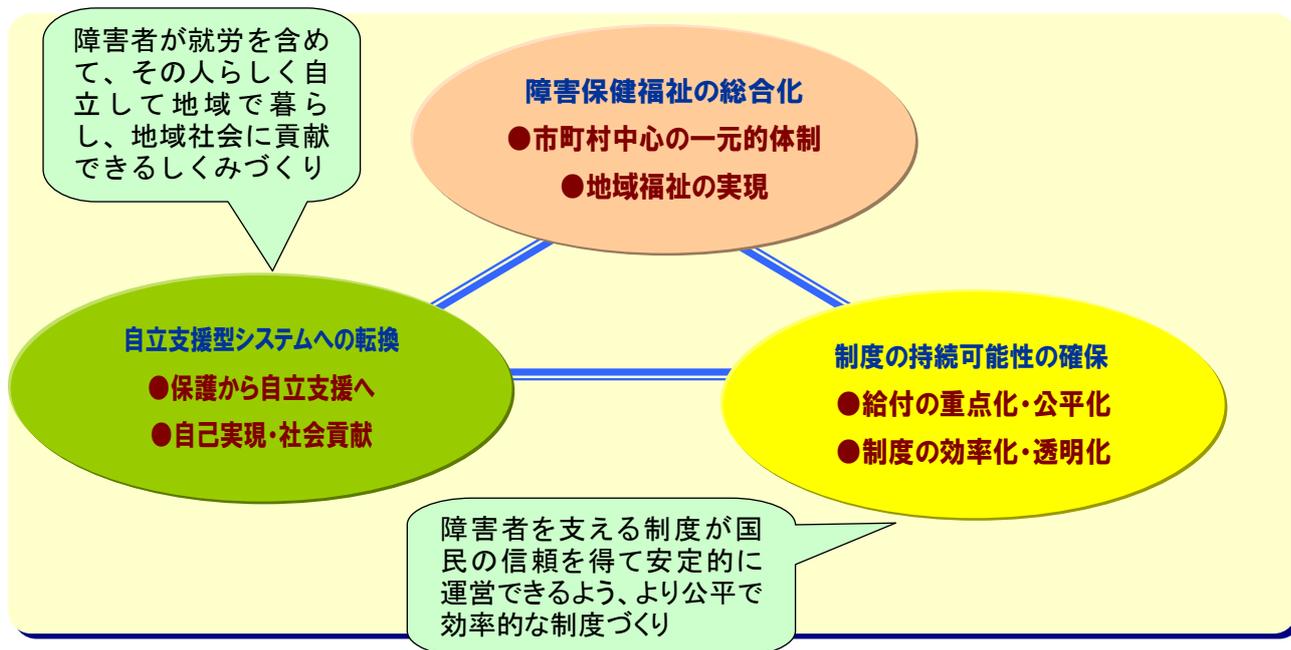
	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	児童福祉法 (障害児)
支援費 制度の 施設サ ービス	更生施設	更生施設	
	療護施設		
	利用者 20 人以上 の授産施設	利用者 20 人以上 の授産施設	
		通勤寮 国立コロニー	
支援費 制度の 居宅サ ービス	居宅介護 (ホームヘルプ・ ガイドヘルプ)	居宅介護 (ホームヘルプ・ ガイドヘルプ)	居宅介護 (ホームヘルプ・ ガイドヘルプ)
	デイサービス	デイサービス	デイサービス
	ショートステイ	ショートステイ	ショートステイ
		グループホーム	
支援費 制度外 のサー ビス (例)	利用者 20 人未満 の授産施設	利用者 20 人未満 の授産施設	
	身体障害者福祉ホ ーム	知的障害者福祉ホ ーム	
	身体障害者福祉セ ンター		
			肢体不自由児施設
			盲ろうあ児施設
			知的障害児施設
			知的障害児通園 施設
			重症心身障害児 施設
	日常生活用具の 給付	日常生活用具の 給付	日常生活用具の 給付
	補装具の給付		
更生医療の給付		育成医療の給付	

## 2 障害者自立支援法制定

平成17年10月、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、障害者自立支援法が成立し、平成18年4月から一部施行、同10月から本格施行されました。

これは、「障害者基本法」を上位法に、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健福祉法」、「児童福祉法」という4つの個別法のうち、サービス給付に関する部分を一元化し、障害保健福祉の総合化や自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保をめざすものです。

### 障害者自立支援法の基本的視点

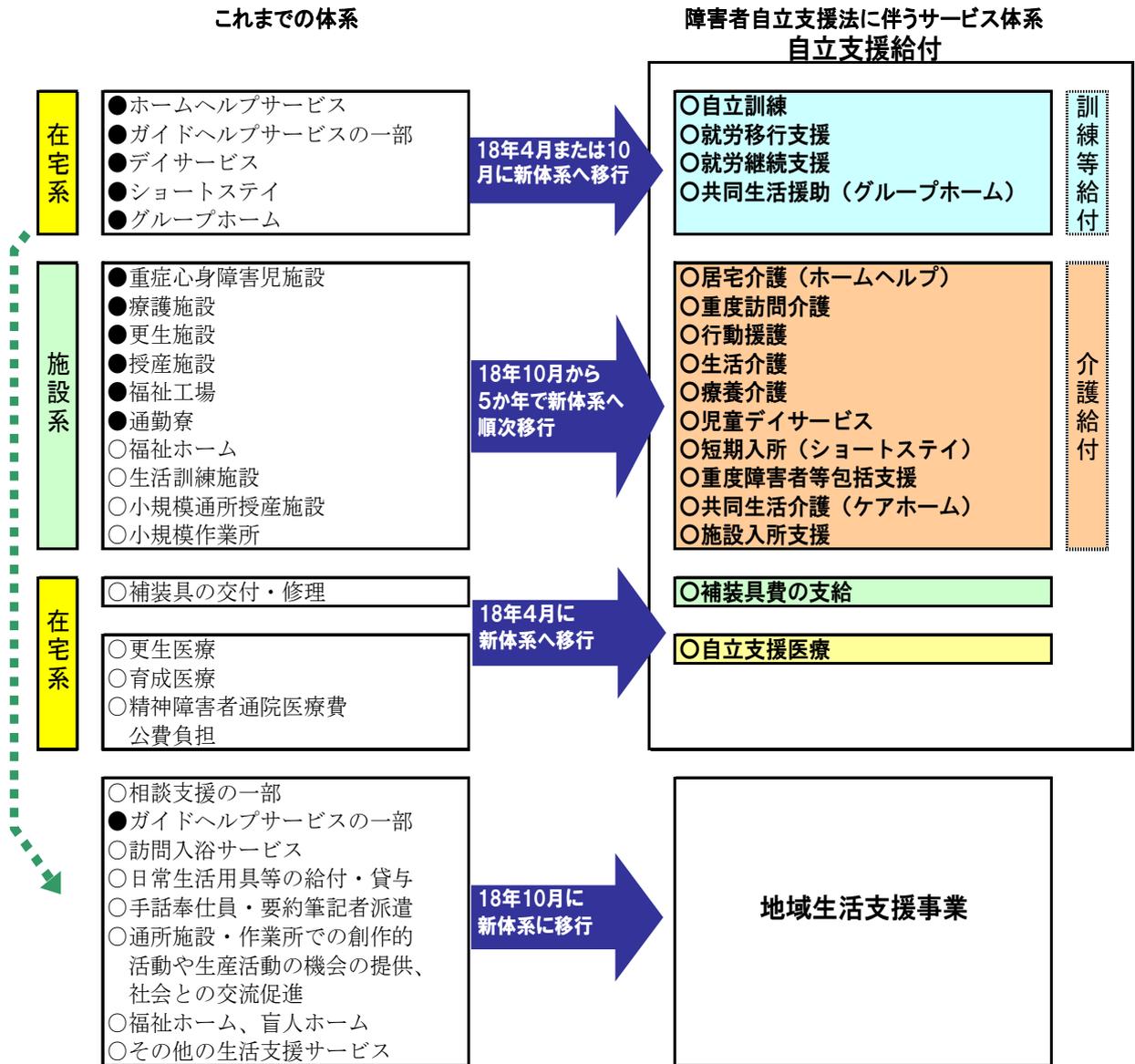


資料：「今後の障害者保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」（平成16年10月厚生労働省）

障害者自立支援法では、利用者のニーズや障害の程度に応じてサービスが公平に提供されるようになりました。具体的には、サービスの給付体系を再編し、利用者へ個別給付される「自立支援給付」と、市町村の事業に対して、国・都道府県が毎年度の予算の範囲で裁量的に財政補助を行う「地域生活支援事業」に区分されました（都道府県の事業に位置づけられ、市町村の財政負担のない「地域生活支援事業」もあります）。

また、療護施設、更生施設、授産施設など、通所・入所の旧法に基づく施設サービスや小規模作業所は、短期間に新制度のサービスを行う体制に移行することが難しいため、平成23年度末までに、体制が整った施設から移行するという「新法施設移行への猶予期間」が設けられています。

障害者自立支援法に基づくサービス体系



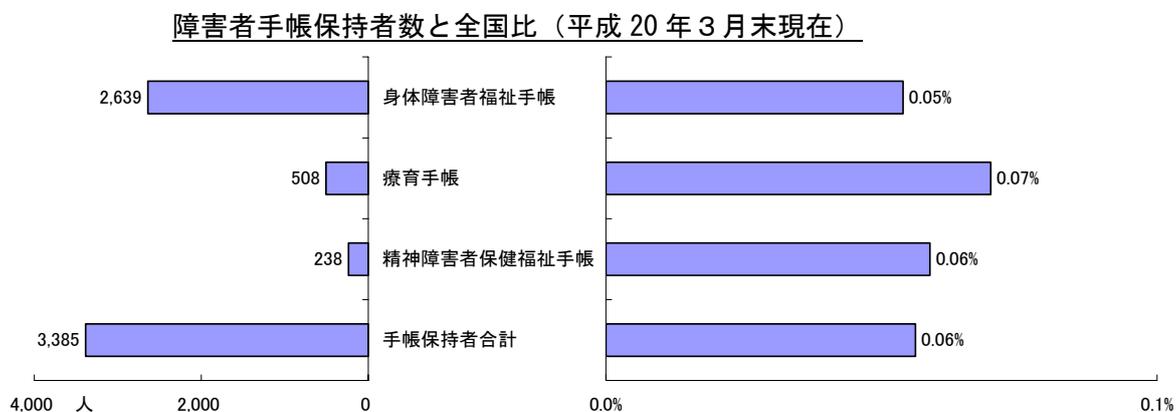
※●は支援費制度のサービス（一部が該当する場合も含む）。

## 第2章 笠間市の現況と将来推計

### 第1節 障害者自立支援施行後の本市の現況

障害者自立支援法が施行され、2年が経過した平成20年3月末現在の障害福祉サービス利用者は、訪問系サービスが25名、日中活動系サービスが139名、居住系サービスが48名です。

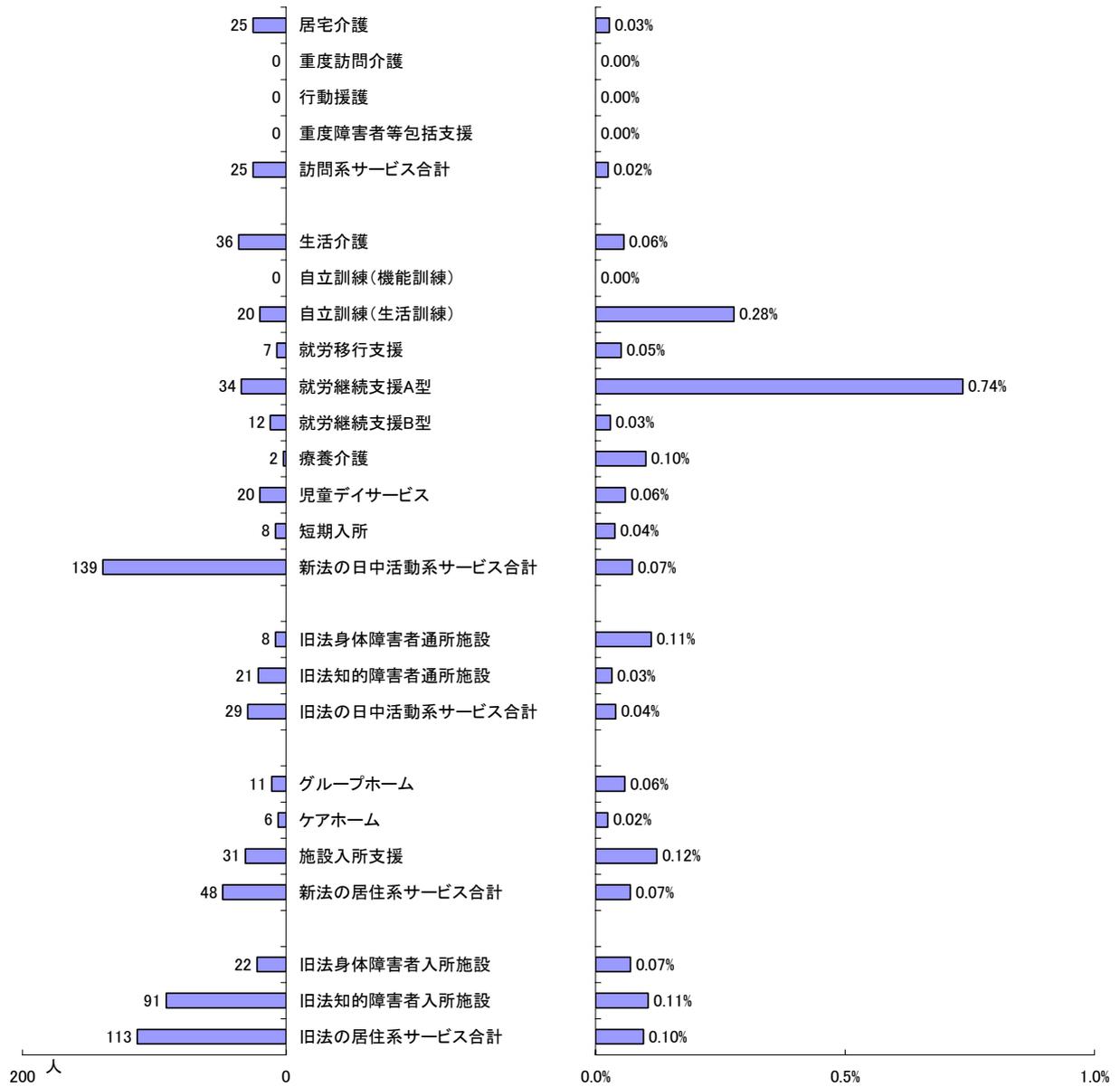
本市の障害者手帳保持者数の全国比は0.06%であるため、実人数ベースでは、日中・居住系サービスは0.07%と全国水準以上の利用がありますが、訪問系サービスが0.02%と全国水準からは立ち遅れています。これは、旧法の居住系サービスが0.10%で、旧法施設から新法施設への移行が全国水準に比べ進んでいないということが考えられます。



注：全国比とは、笠間市の手帳保持者数を全国の手帳保持者数で除したもの。

## 障害福祉サービス利用者数と全国比（平成20年3月末現在）

障害者手帳保持者数の全国比 0.06%



注：全国値は各都道府県国民健康保険団体連合会データ全国集計より。旧法施設は精神障害者分を表記していない。また、複数のサービスの利用者はそれぞれに計上している。

本市では、地域生活支援事業は、障害のある方のニーズに対応するために、相談体制を充実させるとともに、外出の際の移動を支援する移動支援事業や福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業など、可能な限りサービスの充実に努めています。

#### 地域生活支援事業の利用者数

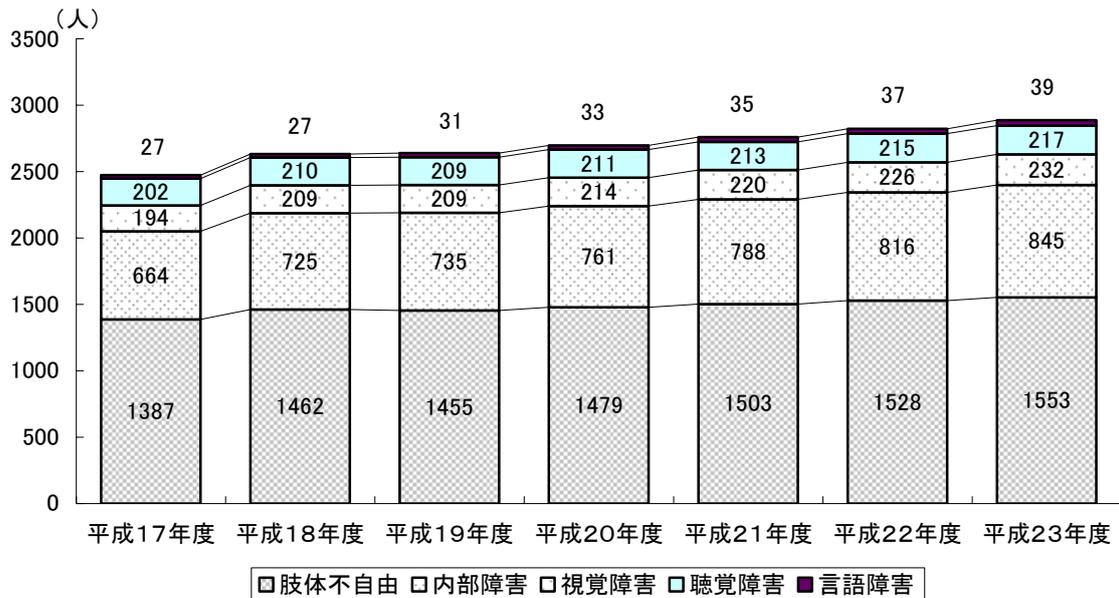
種別	単位	18年度	19年度
相談支援事業	実施箇所数（か所）	1	1
コミュニケーション支援事業	年間利用者数（人）	0	2
日常生活用具給付事業	年間利用件数（件）	262	1,072
移動支援事業	年間利用件数（件）	9	12
地域活動支援センター事業（基礎的な事業のみ）	実施箇所数（か所）	0	3
福祉ホーム事業	年間利用者数（人）	0	1
訪問入浴サービス事業	年間利用者数（人）	1	2
更正訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	実施箇所数（か所）	10	8
日中一時支援事業	年間利用者数（人）	10	24
社会参加促進事業			
①スポーツ・レクリエーション活動参加促進	実施参加者数（人）	303	476
②芸術・文化活動参加促進	年間参加者数（人）	334	448
③自動車運転免許	年間利用回数（回）	1	0
④自動車改造	年間利用件数（件）	4	2
⑤手話奉仕員養成研修	実施参加者数（人）	30	28
⑥点字・声の広報発行事業	年間利用者数（人）	48	48

## 第2節 障害者数の推計

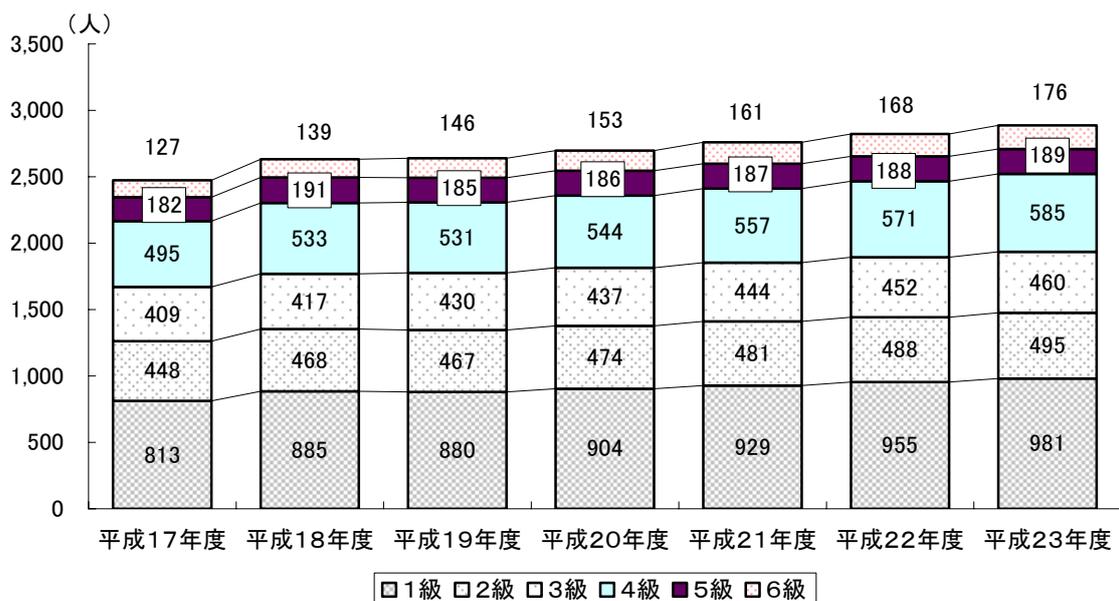
### 1 身体障害者手帳保持者数の推計

平成19年度末現在の身体障害者手帳保持者数は、2,639名（総人口の3.28%）です。過去の推移に基づき、平成23年度の手帳保持者数を2,886名（総人口の3.61%）と推計しました。

身体障害者手帳保持者数の推移（障害種類別）

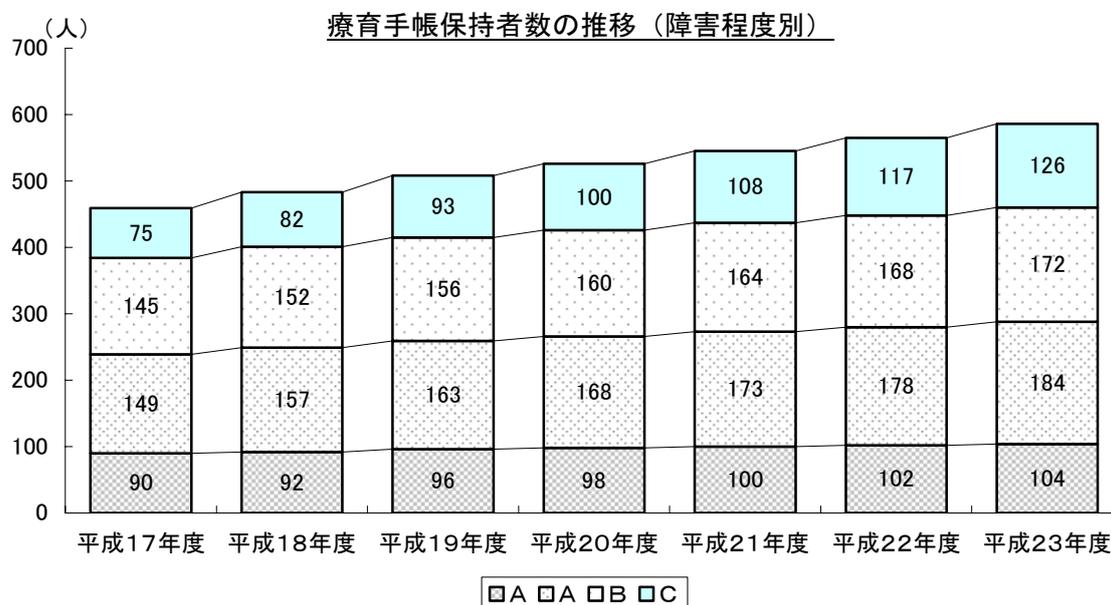


身体障害者手帳保持者数の推移（障害程度別）



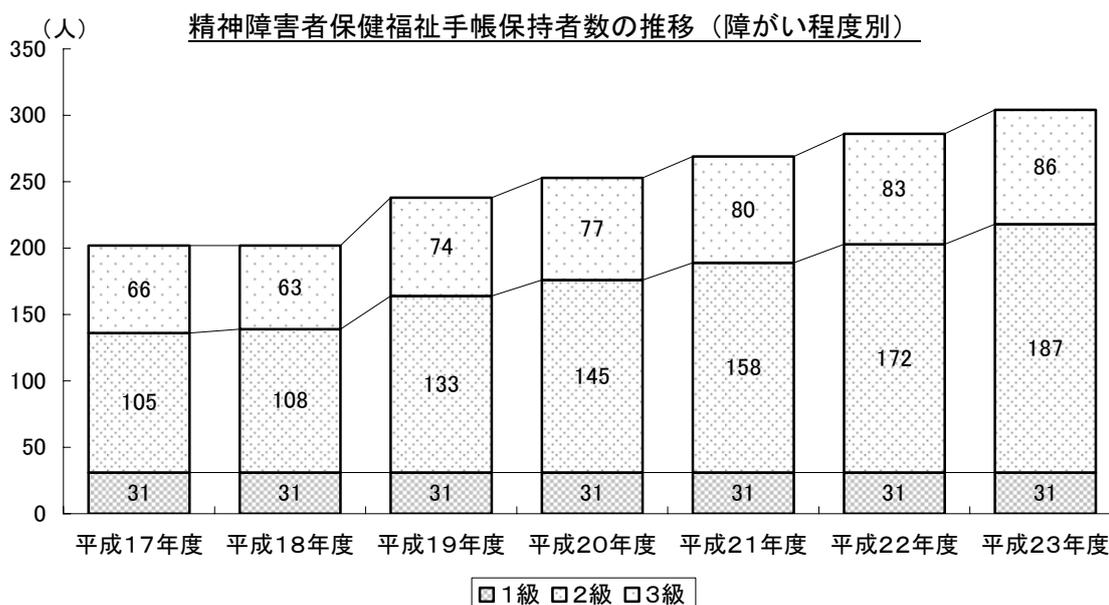
## 2 療育手帳保持者数の推計

平成19年度末現在の療育手帳保持者数は、508名（総人口の0.63%）です。過去の推移に基づき、平成23年度の手帳保持者数を586名（総人口の0.73%）と推計しました。

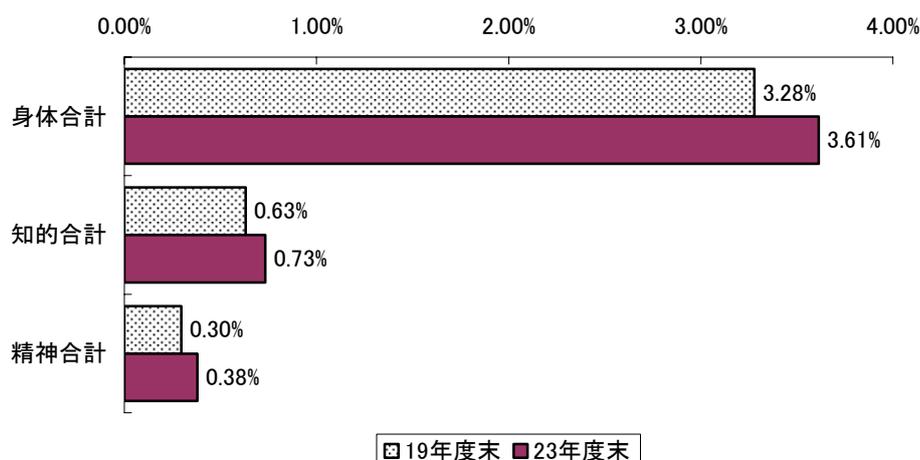


## 3 精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移（障害程度別）

平成19年度末現在の精神障害者保健福祉手帳保持者数は、238名（総人口の0.30%）です。過去の推移に基づき、平成23年度の手帳保持者数を304名（総人口の0.38%）と推計しました。



### 総人口に占める手帳保持者数の割合



### 第3節 アンケート調査結果の概要

笠間市第2期障害福祉計画策定にあたり、市民ニーズやサービス事業所、ボランティアなどの関係団体の障害者自立支援法施行後の運営上の課題等を把握するため、アンケート及び座談会形式によるヒアリングを実施しました。

#### アンケート調査

	サービス利用者	事業所	ボランティア団体
調査期間	平成20年10月	平成20年10月	平成20年10月
調査対象・方法	平成20年10月18日に開催された、障害者のイベントで配布、その場で回収	市内で障害福祉サービス、地域生活支援事業の実施や、小規模作業所の運営を行う全事業所に配布。郵送配布、回収	市内で障害福祉ボランティアを行う全団体に配布しました。郵送配布、回収
配布数・回収率	200部 (33.0%)	20部 (90.0%)	40部 (35.0%)

## 1 アンケート結果から浮かび上がる課題

### ①サービス利用者

- ①利用ニーズに対応したきめ細かな福祉制度・サービスの展開を
- ②障害者の就労に対する理解の拡大を
- ③障害者の地域での自立した生活を送りたいというニーズへのサポートを
- ④障害者を地域で見守る体制の強化を図り、市民の障害者への一層の理解の促進を
- ⑤介助者（家族）の多くは多様な悩み・不安を抱えている。それらを軽減する支援を

### 今後利用したい制度や福祉サービスについて

	件数	割合
1 介助や家事を手伝うホームヘルパー	7	10.6%
2 外出時の付き添いや介助	18	27.3%
3 社会参加のためのコミュニケーション支援	3	4.5%
4 補装具や日常生活用具	1	1.5%
5 保健師などによる訪問	0	0.0%
6 ショートステイや日中一時支援	5	7.6%
7 自立した生活や働くための支援	5	7.6%
8 作業所	0	0.0%
9 グループホームやケアホーム	1	1.5%
10 入所施設	6	9.1%
11 特別障害手当などの支給	1	1.5%
12 医療費の助成	2	3.0%
13 住宅改修の助成	2	3.0%
14 相談支援事業	3	4.5%
15 日常生活自立支援事業(金銭管理など)	9	13.6%
16 成年後見制度	4	6.1%
17 その他	0	0.0%
18 制度やサービスは利用していない	0	0.0%
無回答	17	25.8%
合計	66	100.0%

今後利用したいサービスは「外出時の付き添いや介助」が27%と最も多く次いで、「日常生活自立支援事業（金銭管理など）」13%、となっています。「無回答」の方が25%でした。

制度やサービスを利用して不満に思うこと

	件数	割合
1 サービスが自分にあっていない	1	1.5%
2 身近なところで利用できない	4	6.1%
3 利用したい日・時間に利用できない	4	6.1%
4 利用回数・時間などに制限がある	2	3.0%
5 利用料が高い	8	12.1%
6 急な変更に応じてもらえない	2	3.0%
7 担当者の対応がよくない	0	0.0%
8 希望をあまり聞き入れてもらえない	0	0.0%
9 プライバシーなどの配慮に欠けている	1	1.5%
10 設備が障害に配慮されていない	6	9.1%
11 サービスに関する情報がない	4	6.1%
12 相談や手続きに時間がかかり面倒くさい	1	1.5%
13 障害程度区分の認定に疑問がある	4	6.1%
14 介助・支援者の意識不足	0	0.0%
15 その他	4	6.1%
無回答	31	47.0%
合計	66	100.0%

「無回答」の方が半数でした。回答いただいた方の中で「利用料」に関する不満が多いようです。また「設備が障害に配慮されていない」という声も寄せられました。その他を回答した方の不満内容はすべて収入に関する不満でした。

## ②サービス提供事業者

- ①障害者自立支援法に対し、各事業所は一定の評価をしている。新法のマイナス部分の是正を
- ②人材難、経営難の状況に対し、介護報酬の引き上げなど、支援の拡大が必要

障害者自立支援法施行は、貴運営主体にとって、どんな効果（メリット）がありましたか。

	運営主体						合計	
	社会福祉法人		営利法人		その他(県立施設)			
	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
1 特に効果(メリット)はない	7	50.0%			1	100.0%	8	47.1%
2 制度が普及し利用者が増加した	1	7.1%	1	50.0%			2	11.8%
3 重度者、精神障害者など、サービスが受けづらかった方の利用が増えた	4	28.6%	1	50.0%			5	29.4%
4 就労作業の強化につながった	2	14.3%	1	50.0%			3	17.6%
5 報酬や補助金・交付金により、経営が安定してきた	1	7.1%					1	5.9%
6 利用者に適切なケアマネジメントが行えるようになってきた	3	21.4%					3	17.6%
7 その他								
合計	14	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	17	100.0%

障害者自立支援法施行のメリットについては、「特に効果（メリット）はない」が47%と最も割合が高いものの、「重度者、精神障害者、など、サービスを受けづらかった方の利用が増えた」が30%、「利用者に適切なケアマネジメントが行えるようになってきた」が17%など、肯定的にとらえる意見もあがりました。

障害者自立支援法施行は、貴運営主体にとって、どんな影響（デメリット）がありましたか。

	運営主体						合計	
	社会福祉法人		営利法人		その他(県立施設)			
	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
1 特に効果(デメリット)はない	4	28.6%	1	50.0%	1	100.0%	6	35.3%
2 自己負担等の影響で、利用者が減少した	2	14.3%					2	11.8%
3 様々な部位、程度の方の利用が進み、ケアが難しくなってきた	3	21.4%					3	17.6%
4 就労・作業の内容が、旧法サービスで行うより悪くなった								
5 報酬や補助金・交付金額が低く、経営が厳しくなった	3	21.4%	1	50.0%			3	17.6%
6 利用者に適切なケアマネジメントが行えなくなった								
7 その他	3	21.4%					3	17.6%
無回答	1	7.1%					1	5.9%
合計	14	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	17	100.0%

障害者自立支援法施行のデメリットについては、「特に影響（デメリット）はない」が35%と最も割合が高くなっていますが、「ケアが難しくなってきた」「経営が厳しくなった」という影響が出ている事業所もあります。「その他」は、事務処理が多くなり、十分なケアに充てる時間が取れないといった、意見がありました。

障害者自立支援法のサービス開始意向について

法人種別	サービスの種類	利用者数	開始希望時期	実施にあたっての課題
社会福祉法人	就労移行支援 就労継続支援 B型			検討中
社会福祉法人	生活介護	60	平成21年度	平均程度区分による報酬単価の設定と、土・日曜日が報酬の対象外になっていること。個々の程度区分に応じた報酬が支払われるべきであり、土・日も生活介護の対象とすべき。
	就労移行支援	20	平成21年度	サービス利用期間の制限。希望する福祉サービスを楽しむのが、障害者施策本来の在り方だと思う。
	施設入所支援	50	平成21年度	報酬単価の低さと平均程度区分による報酬単価の設定。個々の程度区分に応じた報酬が支払われるべき。福祉現場のマンパワー不足解消のため報酬の引き上げを望む。
	就労継続支援 B型	20	平成21年度	報酬単価の低さ、対人件費を考えると採算がとれない。利用者に工賃を与えるだけの仕事(作業)の立上げ
営利法人	就労移行支援 就労継続支援	未定	未定	スキルがあり、かつホスピタリティを持った優秀な人材がいない。
社会福祉法人	就労継続支援 B型	5	平成21年度	就労する場所がない。
	共同生活介護 ケアホーム	5	平成23年度	ケアホームの場所、報酬が低い、職員配置
社会福祉法人	就労継続支援 B型	30	平成21年度	旧法から移行の予定であるが、単価が低くなり収入減が見込まれる。
営利法人	就労継続支援 B型	30	平成21年度	作業種が安定しないので、平成21年度までに、安定した作業を考えなければならない。

事業所経営（運営）において、最近、課題となっていることはどんなことですか

	運営主体						合計	
	社会福祉法人		営利法人		その他(県立施設)			
	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
1 報酬や補助金・交付金が減少し、経営（運営）が厳しい	5	35.7%	1	50.0%	1	100.0%	7	41.2%
2 施設の改築費用・建て替え・移転費用を捻出できない	2	14.3%			1	100.0%	3	17.6%
3 職員が定着しない	1	7.1%	1	50.0%			2	11.8%
4 職員募集に対して応募が少ない	7	50.0%	1	50.0%			8	47.1%
5 職員のスキルアップのしくみが確立していない	4	28.6%					4	23.5%
6 新法移行により利用者が減少した	3	21.4%					3	
7 利用者にとってふさわしいサービスが提供できない	2	14.3%					2	11.8%
8 特別支援学校(盲・聾・養護学校)との連携がうまくいかない	1	7.1%					1	5.9%
9 ハローワークや一般企業等との連携がうまくいかない	2	14.3%					2	11.8%
10 感染症対策、介護事故など、リスクマネジメントが徹底できていない	2	14.3%					2	11.8%
11 事務量が増え、ケアに充てられる時間が減少した	9	64.3%	1	50.0%			10	58.8%
12 地域住民との連携がうまくいかない	1	7.1%					1	5.9%
13 その他	1	7.1%					1	5.9%
14 特にない・わからない			1	50.0%			1	5.9%
合計	14	100.0%	2	100.0%	1	100.0%	17	100.0%

事業所運営上の課題については、「事務量が増え、ケアに充てられる時間が減少した」が58%と最も割合が高く、次いで「職員募集に対して応募が少ない」が47%、「報酬や補助金・交付金が減少し、経営（運営）が厳しい」が41%などとなっています。

### ③関係ボランティア団体

- ①ボランティアメンバーの高齢化により、活動への負担の増大
- ②ボランティアメンバーの減少により、活動継続への不安感が否めない。住民へのボランティア活動の周知、参加へのきっかけづくりを促進

### 障害者自立支援法の福祉サービスについての利用者・家族からの問合せ

- ◆言葉の理解が難しい。聴覚障害者になぜ一番困っている病院での通訳が付けられないのか。
- ◆国からの生活費等の支給について、基準がよくわかりません。十分な生活費をとっているわけにはいきませんが、お金の使い方をよく指導し、考えてあげて欲しいものです。患者あるいは通所になった方たちの高齢化についても同様。
- ◆グループホームなどの整備が増えているように思われますが、内容など不明な点が多い。
- ◆自立支援を名目に、切り捨て的な行われているのではないかと。肉体的な運動障害に対しては、良いかもしれないが、情報障害に対するサービスの体制が見えない。各種障害者に対する福祉サービスの取組みを明確にすることが望まれる。

### ④事業所利用者へのヒアリング

日時：平成20年10月1日 笠間市役所 2階大会議室

参加事業所：8事業所 利用者：2名

#### 【自立支援法施行後の影響】

事業所は経営環境が厳しくなっており、さらに事務量が増えそのために費やす時間が多くなり、利用者に対するケアにも影響が出ているようです。また、現在生活訓練を利用している方たちが、地域で自立した生活を送れる訓練が2年で習得できるのかといった不安もあります。利用者からは1割負担のため、サービスを利用する際の負担が重いようです。

#### 【障害者福祉サービスについて】

- ①地域生活を支える基本事業である訪問系サービス、相談支援を行う事業者が少ないので整備を望む。利用者の家族は、家族の援助なしで利用者が生活しなければいけない状況になったとき非常に不安なので、気軽に何でも相談できる場所が欲しい。
- ②日中一時支援の単価が低いために、市独自の補助制度などを考えて欲しい。
- ③外出支援の充実、現在行われている移動支援に係る事業をより一層充実させて欲しい。
- ④就労支援。企業側の理解が得られるよう啓発活動を充実させる。関係機関との連携強化を図る。
- ⑤デイサービスやケアホームの整備。退所をして地域で自立した生活を送るための支援の強化。
- ⑥民生委員の活動支援体制の充実

**【第2期障害福祉計画策定にあたり望むこと】**

- ①基盤整備に係る計画の作成にあたっては、機械的に行うのではなく、地域生活への移行に必要なとなるサービスを具体的に見込むことが必要である。
- ②地域生活への移行促進のために「精神障害者地域移行支援特別事業」の整備を図って欲しい。
- ③第1期計画の現状把握、地域における課題をよく踏まえて策定して欲しい。

## 第3章 計画の基本方針(案)

障害福祉計画においては、障害者基本計画の基本理念や基本目標との調和に配慮しつつ、以下の3つの基本方針を掲げ、その実現をめざします。

### 1 自立生活支援の環境整備

市内の社会福祉法人、医療法人、企業・組合、NPO、個人など、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、障害のある方が住みなれた地域で、自立した生活ができるよう、地域ぐるみでの環境整備の充実を図ります。

### 2 自己選択できる充実したサービスの提供

一人ひとりの障害にあったサービスを自己選択できるよう、サービスの提供体制の充実を図ります。

### 3 地域生活移行への推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

## 第4章 地域生活移行と就労支援の数値目標

地域生活移行と就労支援については、第2期障害福祉計画の計画終了年度である平成23年度にむけて以下の数値目標を掲げ、その達成をめざした施策誘導を図ります。

### 第1節 入所施設の入所者の地域生活への移行

「福祉施設入所者の地域生活移行」については、国は、「平成23年度末の施設入所者数を計画当初入所者数から7%以上削減すること」と、「計画策定当初に入所している障害者の10%以上が地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

本市でも、第1期計画で立てた計画を踏襲し、第2期計画においても、入所者数の削減目標を16人、入所から地域生活に移行した人数の目標を13人と設定します。

項目	人数	備考
第1期計画当初時点の入所者数（A）	126人	平成17年10月実績
第1期計画見直し時点の入所者数	113人	平成20年4月実績
計画目標年度の入所者数（B）	110人	平成23年度末時点
入所者数の6年間の削減目標（C）	16人 (12.6%)	A-Bの人数。既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き (国の目標割合は7%以上)
6年間に、入所から地域生活に移行する人数の目標（D）	13人 (10.3%)	第1期計画当初の施設入所者のうち、グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数 (国の目標割合は10%以上)

#### 《目標の達成に向けて》

障害者が地域で安心した暮らしを営んでいくうえで、在宅生活を支える各種サービスの充実が欠かせません。本人の意向を尊重し、障害の状態や生活状況を十分把握しながら、安心して暮らしていくことができる生活の場を確保していく必要があります。

本市では、居宅介護サービス、グループホーム、ケアホーム、相談支援といった地域生活を支えるサービスの充実を図り、障害者のニーズに沿った、障害福祉サービスの基盤整備（ニーズに対する供給量確保）を着実に進めていきます。

また、サービス事業者にはサービスの質の維持・向上への継続的な取り組みを求めるとともに、市においてもサービス事業者への適切な指導、利用者に対するサービス内容の正しい理解を深める取り組みを図ります。さらに、地域移行においては、近隣住民の理解が重要となるため、様々な機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組めます。

## 第2節 入院中の精神障害者の地域生活への移行

「入院中の精神障害者の地域生活移行」については、国は、平成14年患者調査をもとに、入院中の精神障害者約32万人のうち、退院可能精神障害者を約7万人と推計し、そのうち平成24年度までに地域生活移行をめざす人数を5万人と設定しています。

本市では、第1期計画において、平成18～23年度に入院から地域生活に移行する精神障害者数を38人と設定しました。

項目	人数	備考
第1期計画当初時点の退院可能な精神障害者数	38人	
平成19年度末までの減少数	29人	
目標値減少数	2人	平成23年度末までに減少を目指す数

### 《目標の達成に向けて》

精神福祉の分野では地域の受け皿がまだまだ不足しており、特に日中活動の場となる通所施設について、関連機関や団体、周辺市町と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用方法などを検討し、受け皿づくりを支援していきます。

また、地域における精神保健福祉の推進には、住民一人ひとりの正しい理解が不可欠です。精神障害に対する住民の理解を深めるため、様々な機会を捉えて啓発に取り組みます。

### 第3節 福祉施設から一般就労への移行

「福祉施設から一般就労への移行」については、国は、「就労移行支援事業」を導入することなどにより、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」が「平成23年度時点には平成17年度時点の4倍以上になること」を目標として設定しています。本市では、平成23年度単年度において、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」を、2人と設定します。

また、国では、「平成23年度までに計画当初時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用すること」を目標として設定しています。本市では、平成18～23年度の就労移行支援事業の延べ利用者を2人と設定します。

さらに、国では、「平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用すること」を目標として設定しています。本市では、平成23年度時点の就労継続支援事業の利用者を4人と見込みます。「就労継続支援事業の利用者のうち、A型事業を利用する割合」は60%です。

項目	人数	備考
第1期計画当初時の年間の一般就労移行者数	0人	
平成18年度の年間の一般就労移行者数	0人	
平成19年度の年間の一般就労移行者数	1人	
目標年度の年間一般就労移行者数	2人	平成23年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数
計画当初時点の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を利用した割合	21%	(平成18～23年度の延べ人数2,800人) / (平成17年10月時点の福祉施設入所・通所者数30人)
就労継続支援事業利用者のうちA型（雇用型）利用割合	60%	平成23年度のA型利用者45人、B型利用者25人と設定

#### 《目標の達成に向けて》

障害者が主体的で豊かな生活を送るためには、就労を通じて精神的、経済的に自立することが重要です。

「就労支援ネットワーク（笠間地区障害者雇用連絡協議会）」を中心とした関係機関の連携を強化し、障害者の雇用拡大と就労環境の向上に取り組んでいます。また、民間企業の障害者雇用を支援する各種事業の充実を図ります。

障害者自立支援法の施行により、旧制度での授産施設や小規模作業所などから、新しい体系のなかで自立支援給付サービスに移行していきます。利用者の選択の幅が広がる一方で、事業者によっては制度改革に伴い運営に影響が出てくる場合もあることから、安定的な施設運営に向けた支援に取り組めます。

#### 第4節 障害者自立支援法施行後の国の動向

障害者自立支援法施行後、国では、平成19年度から「障害者自立支援法円滑施行鍵『特別対策』」を、平成20年度から「障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた『緊急措置』」を実施しました。利用者負担については、低所得者世帯への月額負担上限額の軽減（特別対策・緊急措置）、個人単位を基本とした所得段階区分の設定（緊急措置）などが、事業者支援については、日割り化に伴い、減収している通所サービス事業所の従前報酬額の90%保障（特別対策）や報酬単位の約4%引き上げ（緊急措置）、グループホーム等の施設整備に対する助成（緊急措置）などが行われました。

また、障害者自立支援法は施行3年後に全体を見直すこととされており、現在、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会を中心に、議論が進められているところです。

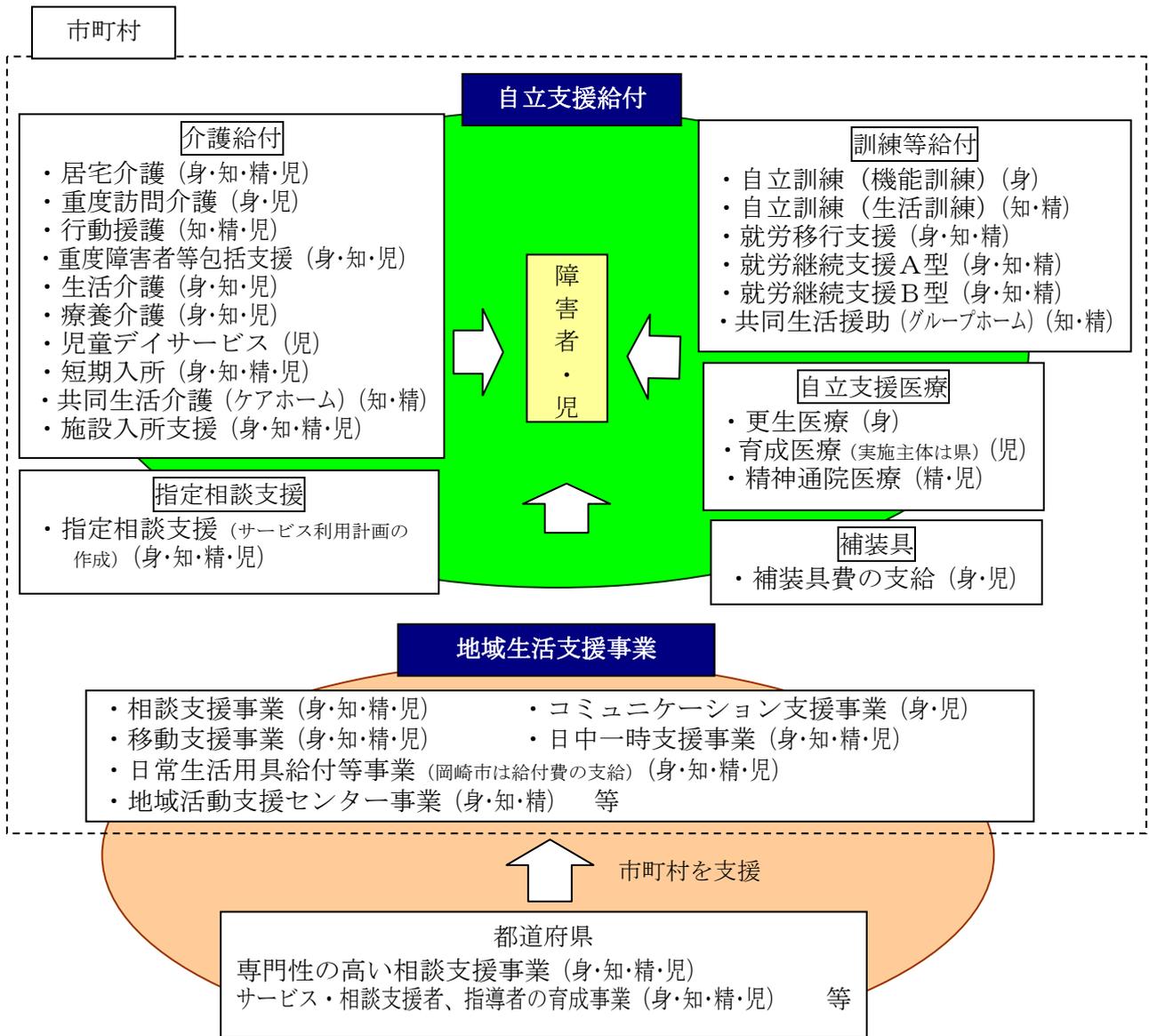
平成19年度からの内閣府の「成長力底上げ戦略構想」（わが国の成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会、中小企業等）の向上を図り、働く人全体の所得や生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防ぐための構想）では、各都道府県において、障害者の「工賃倍増計画」を策定することがうたわれました。これは、就労継続支援事業所や授産施設などで働く障害者の工賃水準の引き上げに向けた、都道府県全体での基本的な考え方や取り組み方法を明らかにするものです。

## 第5章 サービス量の見込と提供確保体制の確保

### 第1節 サービス量の見込み（全体像）

「障害者自立支援法」に基づき、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」を実施します。

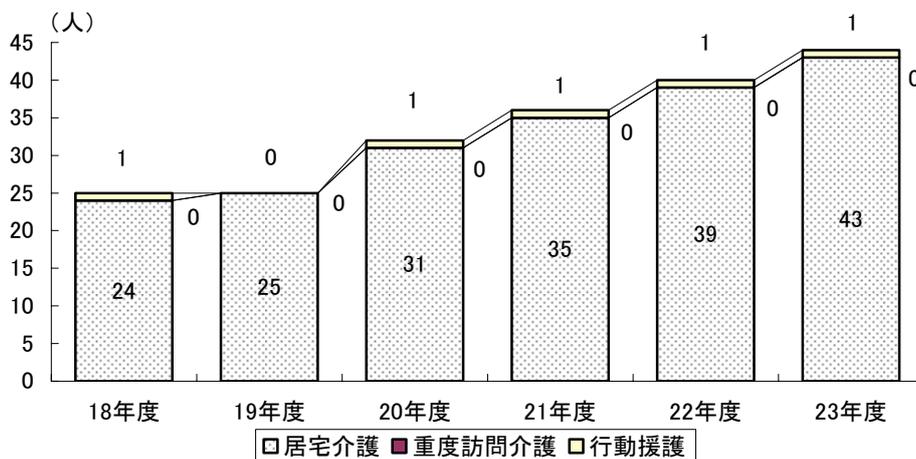
#### 障害福祉計画のサービスメニュー



※ ( ) は想定されている主な対象者。(身) は身体障害者、(知) は知的障害者、(精) は精神障害者、(児) は障害児を表す。記載のない方で該当するケースもありうる。

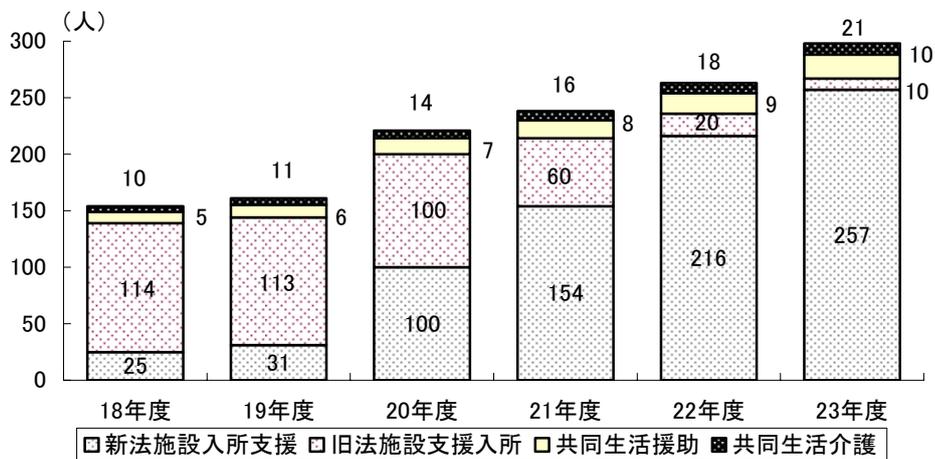
障害福祉計画策定に向けた国の基本指針や茨城県の基本方針、過去のサービス利用実績、さらには事業所の意向などを踏まえ、本市の障害者が利用するサービス「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の各年度の利用実人数を以下の通り見込みます。

訪問系サービスの実利用人数の推移と見込み（人数/月）



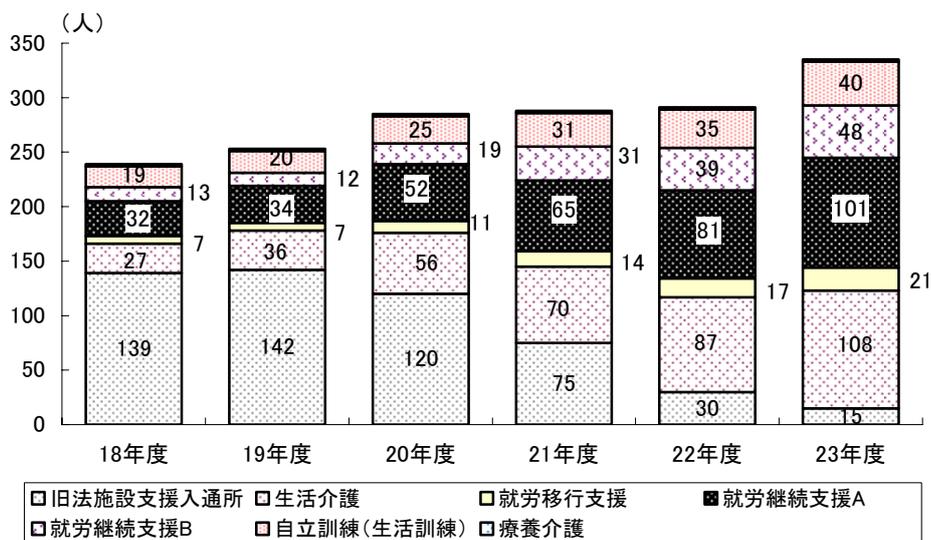
※実績は19年10月と20年3月の1カ月分。見込みも各年3月の1カ月分を想定している。

居住系サービスの実利用人数の推移と見込み（人数/月）



※実績は19年10月と20年3月の1カ月分。見込みも各年3月の1カ月分を想定している。

日中活動系サービスの実利用人数の推移と見込み（人数/月）



※児童デイサービス、短期入所、日中一時支援、地域活動支援センターを除く。

※療養介護、自立訓練は、値が小さいため、数字の表記を省略している。

※実績は19年10月と20年3月の1カ月分。見込みも各年3月の1カ月分を想定している。

## 第2節 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保

### 1 訪問・通所系サービスの確保

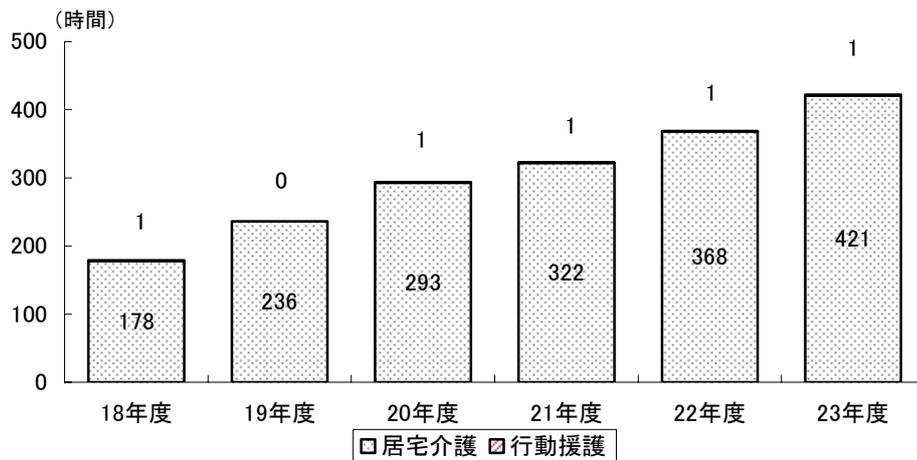
#### (1) 訪問系介護給付サービス【介護給付】

サービス名称	利用要件	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ サービス)	障害程度区分1以上の方	ホームヘルプサービスと呼ばれているサービスで、自宅で入浴・排泄・食事などの介助などを行うサービス
重度訪問介護	障害程度区分4以上で、二肢以上に麻痺があり、障害程度区分の調査項目のうち「歩行」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されるとき	重度の肢体不自由者で、常に介護が必要な障害者に、自宅で入浴・排泄・食事の介助、外出時の移動を助け、移動中の介護を行うサービス
行動援護	障害程度区分3以上で、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である方	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な障害者に、行動するときの危険を回避する援助や外出時の移動の補助を行うサービス
重度障害者等 包括支援	障害程度区分6で、かつ意思疎通に著しい困難を有する方で、以下の要件の方 ①四肢すべてに麻痺があつて寝たきり状態にある障害者で、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方、もしくは最重度知的障害者 ②障害程度区分の調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が15点以上である方	常に介護が必要な障害者のなかで、介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的（例えば、通所サービス、訪問系サービス、ケアホームを利用する）に提供します。

#### 《事業量の見込み》

平成23年度の1か月の利用延べ時間数は、422時間と見込みました（居宅介護が421時間、行動援護を1時間）。なお、重度訪問介護と重度障害者包括支援は見込まないものとしました。

訪問系サービスの利用延時間の推移と見込み（延時間／月）



※実績は19年10月と20年3月の1カ月分。見込みも各年3月の1カ月分を想定している。

《提供体制の確保に向けて》

現在、本市では訪問系介護サービスを提供している事業者は6事業所あります。

利用者へのアンケートの調査で、今後利用したいサービスを回答者の1割の方が「家事や介助を行うホームヘルパー」と希望されています。

今後、施設入所者や長期入院者の在宅移行に伴い、利用者数は増加するものと想定されます。既存のヘルパーの人員強化や新規参入事業者の促進を図ります。

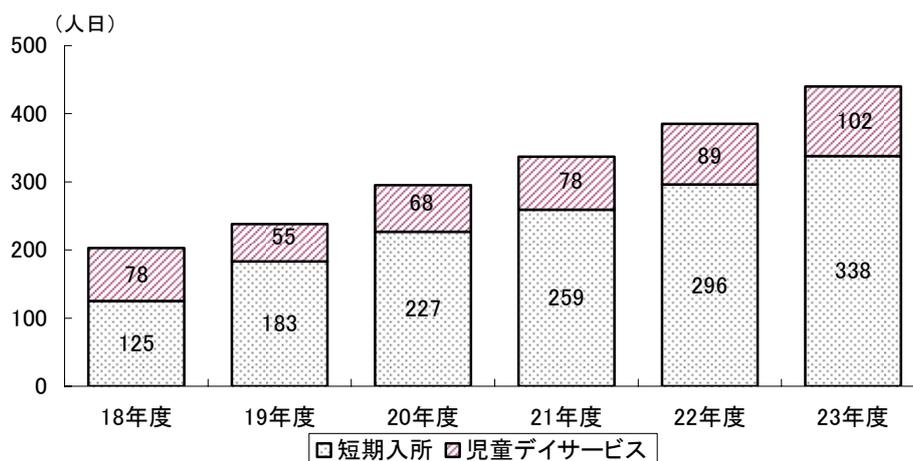
(2) 短期入所（ショートステイ）・児童デイサービス【介護給付】

サービス内容	サービス内容
短期入所（ショートステイ）	在宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間施設に入所して介護を受けることができるサービス
児童デイサービス	障害児が施設に通い、日常生活の基本動作や集団生活への適応訓練を受けるサービス

《事業量の見込み》

平成23年度の1か月の利用延人数は、短期入所を338人、児童デイサービスを102人と見込みました。

## 短期入所・児童デイサービスの利用延人数の推移と見込み（人日／月）



※実績は19年10月と20年3月の1カ月分。見込みも各年3月の1カ月分を想定している。

《提供体制の確保に向けて》

現行の事業者の提供体制の確保を推進するとともに、事業者に広く情報発信をし、新規事業者の確保を促進します。

## 2 日中活動系サービスの確保

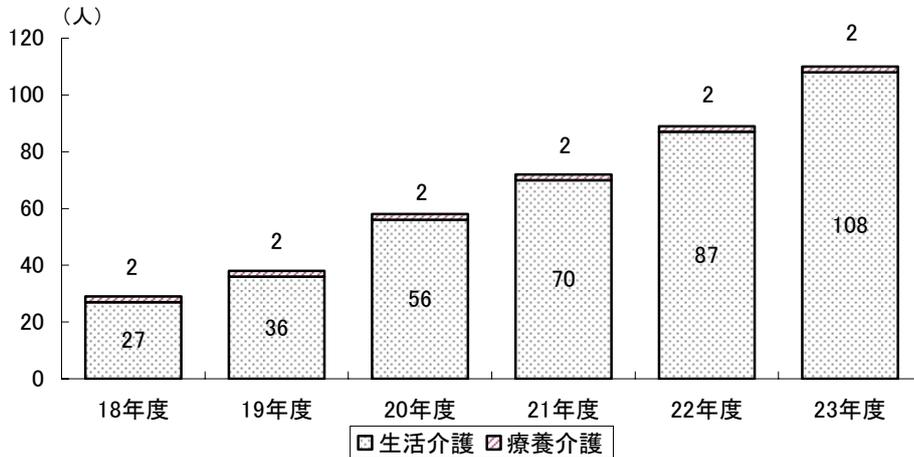
### (1) 日中活動系サービス【介護給付】

サービス名称	利用要件	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする障害者のうち、 ①49歳以下の場合、障害程度区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合、障害程度区分2以上（施設入所は区分3以上）	常に介護が必要な障害者に、昼間に障害者支援施設で入浴・排泄・食事の介護を提供します。また、創作活動や生産活動の機会も提供するサービス
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害程度区分6の方 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害程度区分5以上の方	医療を必要とする障害者で常に介護が必要な場合、昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを行うサービス

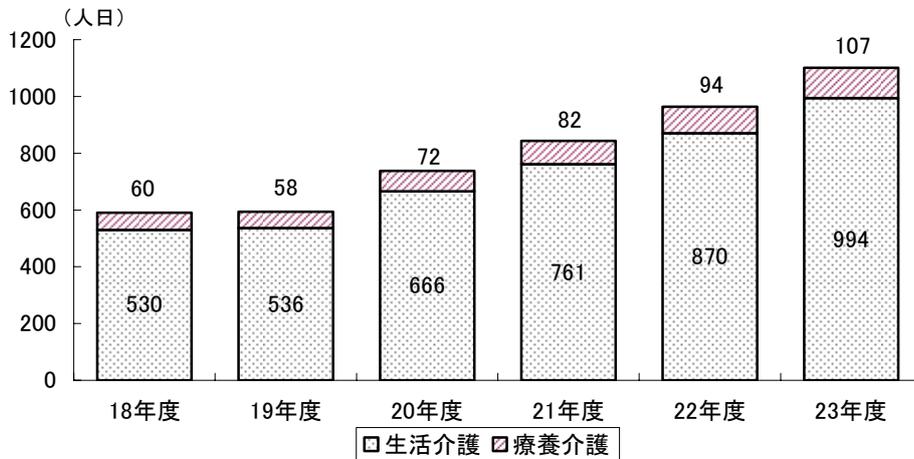
《事業量の見込み》

平成 23 年度の 1 か月の利用実人数は、生活介護 108 人（延 994 人）、療養介護を 2 人（延 107 人）と見込みました。

日中活動系サービス（介護給付）の利用実人数の推移と見込み（人数／月）



日中活動系サービス（介護給付）の利用延人数の推移と見込み（人日／月）



※実績は19年10月と20年3月の1か月分。見込みも各年3月の1か月分を想定している。

《提供体制の確保に向けて》

施設利用者のニーズや、施設運営法人の意向を尊重しつつ、既存施設の新体系への移行と当該サービスの実施を促進していきます。

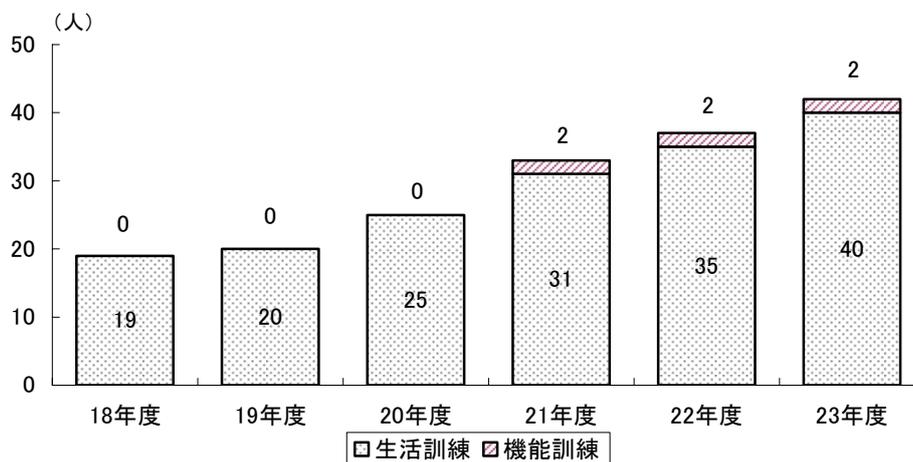
(2) 日中活動系サービス【訓練等給付】

サービス名称	対象者	サービス内容
機能訓練	①入所施設や病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などが必要な方 ②盲・ろう・養護学校を卒業した方で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います
生活訓練	①入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ②養護学校を卒業し、継続した通院により症状が安定している方で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います

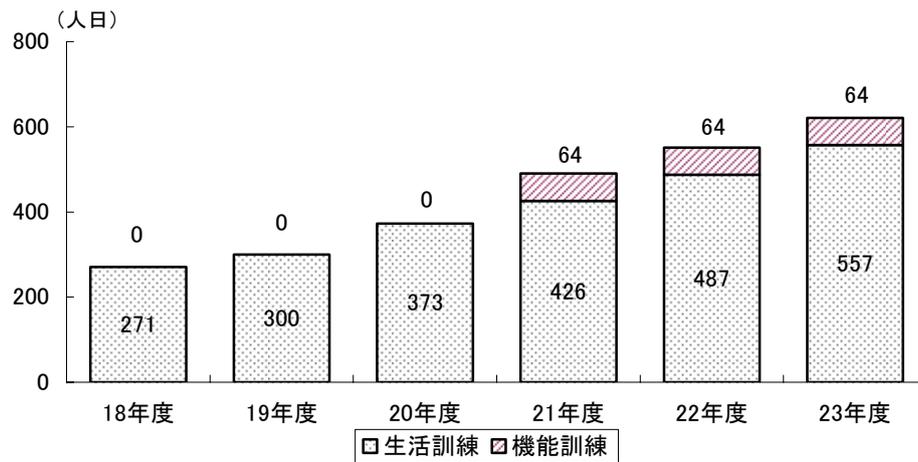
《事業量の見込み》

平成 23 年度の 1 か月の利用実人数は 40 人（延 557 人）、機能訓練を 2 人（延 64 人）と見込みました。

自立訓練の利用実人数の推移と見込み（人数/月）



### 自立訓練の利用延人数の推移と見込み（人日/月）



※実績は19年10月と20年3月の1カ月分。見込みも各年3月の1カ月分を想定している。

《提供体制の確保に向けて》

市内の旧法施設が新体系へ移行する際、当該サービスを実施することを積極的に促進し、新たな活動の場の確保を図ります。

(3) 就労移行支援・就労継続支援【訓練等給付】

自立支援給付による「就労訓練・福祉的就労サービス」として、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」があります。

「就労移行支援」、「就労継続支援A型」は、雇用契約に基づくサービスで、「就労継続支援B型」は雇用契約に基づかないサービスです。

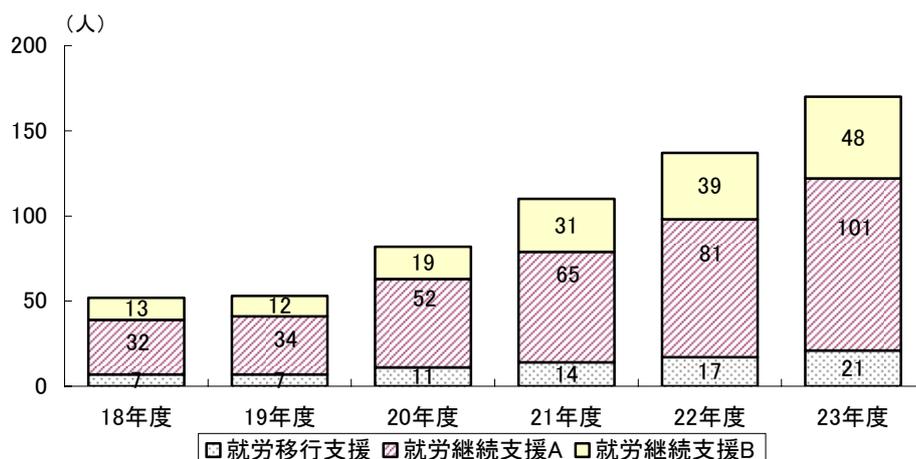
また、「就労移行支援」は終期を24か月以内と設定し、終了後の一般就労に向けた支援をより強化したサービスです。

名称	対象者	内容
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う（利用期間24か月以内）
就労継続支援（A型）	①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方 ②盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ③就労経験のある方で、現在雇用関係がない方	①通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供 ②一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う
就労継続支援（B型）	①企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった方 ③50歳に達している方 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された方	①通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない） ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う

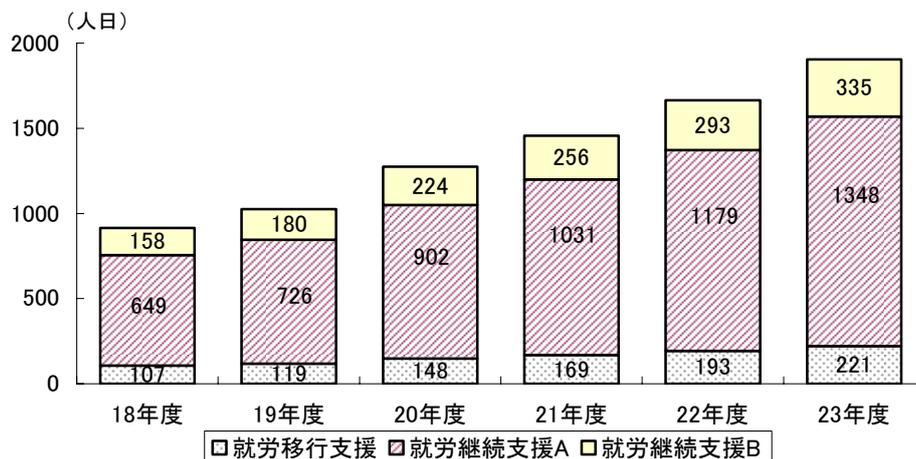
《事業量の見込み》

平成23年度の1か月の利用実人数、就労移行支援を21人（延221人）、就労継続支援A型を101人（延1,348人）、就労継続支援B型を48人（延335人）と見込みました。

就労移行支援・就労継続支援の利用実人数の推移と見込み（人/月）



就労移行支援・就労継続支援の利用延人数の推移と見込み（人日/月）



※実績は19年10月と20年3月の1カ月分。見込みも各年3月の1カ月分を想定している。

《提供体制の確保に向けて》

働きたいと考えている障害者に対して、就労の場を確保する支援の強化は、障害者自立支援法の柱の一つです。

障害のある方の就労先をできるだけ多く確保するためにも、事業所や県、ハローワークなどと連携しながら、既存施設の新体系への移行と当該サービスの実施を促進していきます。

### 3 居住系サービスの確保

#### (1) 共同生活介護（ケアホーム）【介護給付】・共同生活援助（グループホーム）【訓練等給付】

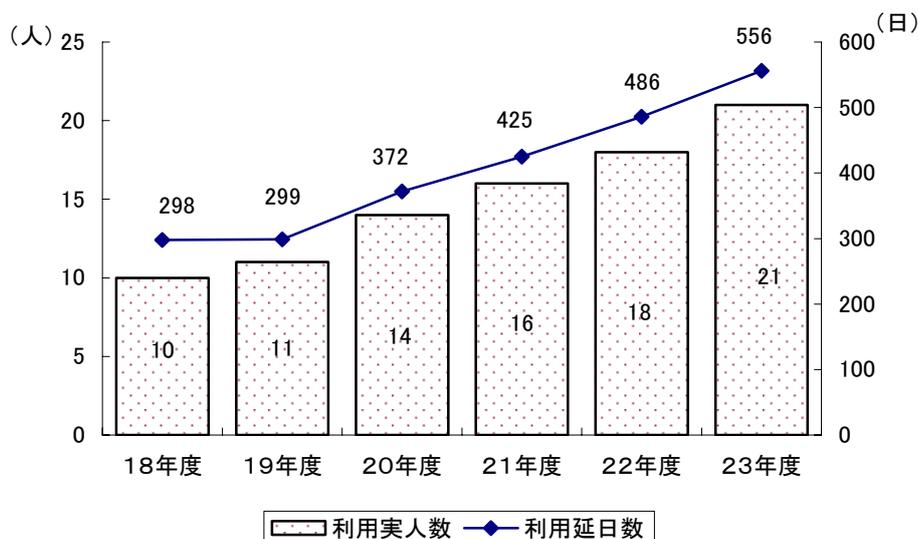
知的障害者や精神障害者が、就労や日中活動を行いながら、共同で生活する場として、訓練等給付の「共同生活援助（グループホーム）」と、介護給付の「共同生活介護（ケアホーム）」があります。「共同生活介護（ケアホーム）」は障害程度区分2以上の介護が必要な方が利用します。

名称	対象者	内容
共同生活介護 （ケアホーム）	地域において、自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする方で、生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障害程度が「区分2」以上の知的障害者・精神障害者	共同生活援助のサービスに加え介護を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な方で、就労または、就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行う

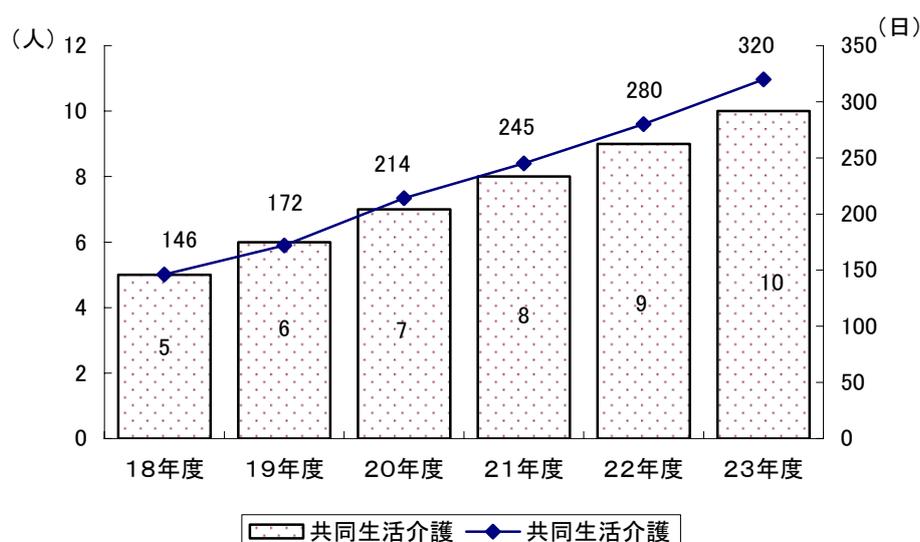
#### 《事業量の見込み》

平成23年度の1か月の利用者数は、共同生活援助21名、共同生活介護を10名と見込みました。延日数は、共同生活援助556日、共同生活介護を320日と見込みました。

共同生活援助の利用実人数と利用延日数の推移と見込み（人・人日/月）



## 共同生活介護の利用実人数と利用延日数の推移と見込み（人・人日/月）



※実績は19年10月と20年3月の1カ月分。見込みも各年3月の1カ月分を想定している。

### 《提供体制の確保に向けて》

障害のある方が、住みなれた地域の中で自立して暮らしていくためには非常に重要なサービスです。今後、施設入所者や長期入院者の在宅移行などによる利用の伸びが想定されるため、既存のホームの拡充や、新規事業参入を積極的に促進していきます。

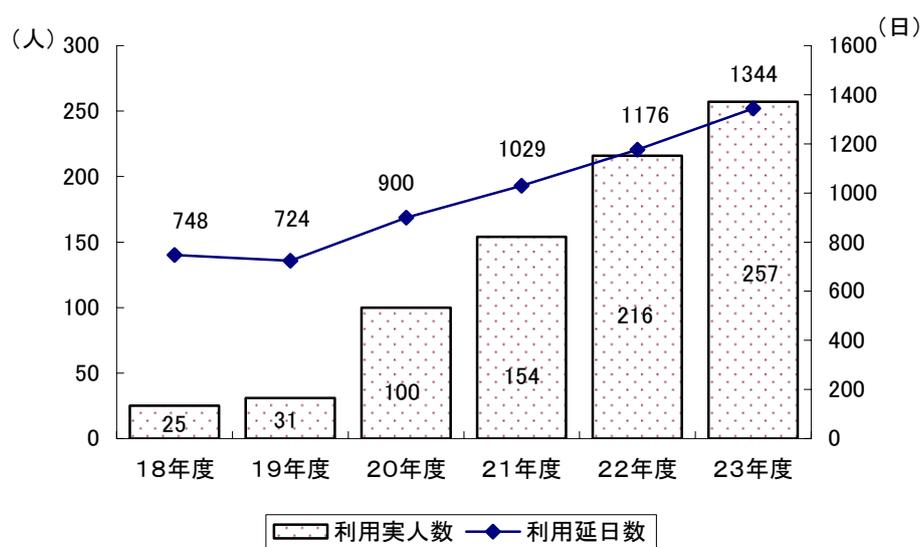
### (2) 施設入所支援【介護給付】

施設入所支援は、共同生活の場において、日常生活上の世話、介護サービス等を提供します。原則として「介護給付」として日中、障害程度「区分4」（50歳以上は「区分3」）の生活介護を受けている人に対して提供されますが、自立訓練や就労移行支援を受けている方についても訓練期間中に限って「訓練等給付」から施設入所支援を受けることができます。

### 《事業量の見込み》

平成23年度の1か月の利用者数257名、利用日数を1,344日と見込みました。

施設入所支援利用実人数と利用延日数の推移と見込み（人・人日/月）



※実績は19年10月と20年3月の1カ月分。見込みも各年3月の1カ月分を想定している。

《提供体制の確保に向けて》

経過措置を利用する施設の移行に十分配慮するとともに、新体系への円滑な移行を促進していきます。

#### 4 指定相談支援（サービス利用計画支援）

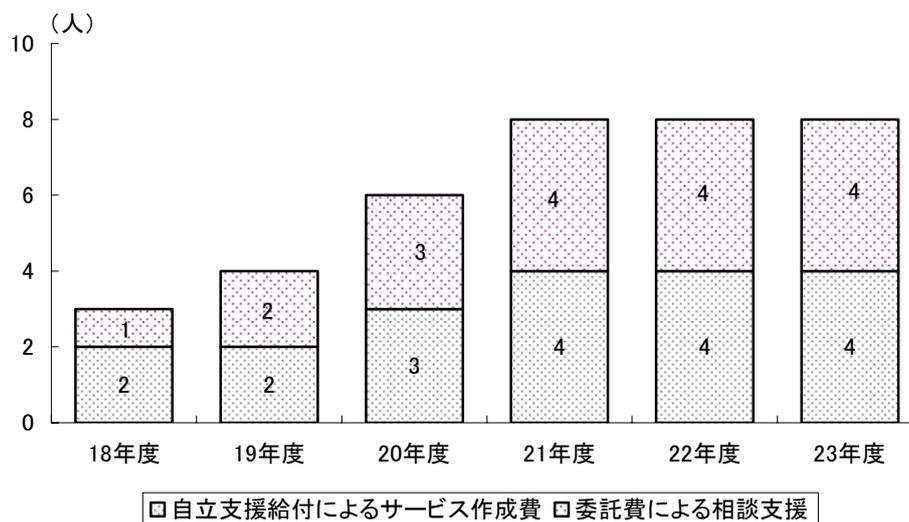
「自ら福祉サービスの利用の調整ができない障害者」などに対して、サービス利用計画を作成します。

名称	対象者	内容
指定相談支援	①入所施設や医療機関から地域へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要とする方 ②ひとり暮らしで、知的障害や精神障害があったり、極めて重い身体障害のため、自ら福祉サービスの利用に関する連絡・調整ができない方	①重度障害者等包括支援の対象者にあてはまる相談 ②サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画（プログラム）の作成

《事業量の見込み》

平成23年度の指定相談支援の利用者数は、8名（自立支援給付によるサービス費4名、委託費による相談支援4名）と見込みました。

指定相談支援の利用実人数の推移と見込み（人/月）



※ 平成18・19年度の実績値により、20年度以降の推計値を算出

《提供体制確保の確保に向けて》

迅速で的確に対応ができる体制づくりを図ります。

## 5 地域生活支援事業

都道府県および市町村が地域の実情に応じて、必要と思われる事業に柔軟に取り組みます。各市町村は、「障害福祉計画」の中に地域生活支援にかかわる施策を盛り込み実施することになっています。本市でも地域生活支援事業に係るさまざまな事業を展開しています。

### (1) 相談支援事業

今後、障害のある方が住みなれた地域で自立した生活を送るために、一人ひとりの暮らしの実態を踏まえた相談支援は不可欠です。

名称	内容
相談支援事業	障害者自立支援法で自立支援給付を受ける障害者が、申請手続きや、サービス利用契約を結ぶ段階で相談業務を行います。相談支援事業者に委託し、障害者の支援を行います。市町村では、支援策の強化を行うために社会福祉士、精神保健福祉士、保健師を配置します。

### 《事業量の見込み》

名称	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
相談支援事業（か所数）	1	1	1	1	2	2
相談支援機能強化事業（か所数）	0	0	3	3	3	3
地域自立支援協議会の設置 （か所数）	0	0	1	1	1	1
障害者相談支援事業（か所数）	1	1	1	2	2	2
成年後見制度利用支援事業（人）	0	2	2	3	3	3

### 《提供体制確保に向けて》

各種相談機関の有する情報やノウハウの共有化を図り、迅速・的確な相談体制の確立を図ります。

(2) コミュニケーション支援

名称	内容
コミュニケーション支援事業	障害者の社会参加の機会を支援するために、手話通訳派遣、要約筆記派遣、手話通訳設置事業などのコミュニケーションにかかわる支援事業

《事業量の見込み》

平成23年度の年間の利用者数を2人、利用件数を12件と見込みます。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用者数（人）	0	2	2	2	2	2
利用件数（件）	0	2	8	12	12	12

《提供体制確保に向けて》

ボランティア団体等との連携を図りながら、地域での手話奉仕員、要約筆記者等の育成・確保に努めます。

(3) 日常生活用具の給付

実用性が認められた安全に使用できる用具で、日常生活の困難を改善し、自立支援につながるものとされています。ただし、開発や改良に専門知識を要するもので、一般的に普及していないものと規定されています。

日常生活用具給付事業では、以下に関して給付を行っています。

種別	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいす
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用器具など、排泄管理を支援する衛生用品

《事業量の見込み》

平成23年度の年間利用件数を1,829件と見込みました。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用件数（件）	262	1,072	1,225	1,400	1,600	1,829

《提供体制確保に向けて》

障害者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

（４）移動支援事業

屋外で移動することに制限を持っている障害者、一人で外出できない障害者を対象に移動にかかわる支援を行います。

厚生労働省は下記の3つのタイプを想定していますが、このうち、本市では、「個別移動支援型」を実施しています。

種別	内容
個別支援型	個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援
グループ支援型	複数の障害者への同時支援 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援
車両移送型	福祉バス等車両の巡回による送迎 公共施設、駅、福祉センター等障害者の利便を考慮した経路を定めて運行する他、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行

《事業量の見込み》

平成23年度の年間利用者数を30名、利用時間数を2,043時間と見込みます。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
利用者数（件）	9	12	15	19	24	30
利用時間（時間）	344	1196	1,367	1,563	1,787	2,043

《提供体制の確保に向けて》

障害のある方が、地域社会とのつながりを持つために移動手段は欠かせないものです。

利用者からも、移動支援の利用希望の声が多くあがっています。

今後は、現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、多様な手法での移動支援事業への参入を促進していきます。

(5) 地域活動支援センター

障害者の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進を目指す事業です。

地域活動支援センターは、「一般就労が難しい障害者」に、「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。

旧法上の障害者デイサービスセンター、精神障害者地域生活支援センターや、小規模作業所からの移行を想定して創設されたものです。

区分	事業内容等	職員配置	利用定員
基礎的な事業	創作的活動、生産活動、社会との交流の促進	2名以上（うち1名は専従）	特になし
機能強化事業	I型 専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における市民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などを行う	基礎的な事業の職員の他に1名以上を配置し、うち2名以上が常勤	1日あたりの実利用人員が概ね20名以上
	II型 在宅の障害のある人のうち、地域での就労が困難な人が通所し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを受ける	基礎的な事業の職員の他に1名以上を配置し、うち1名以上が常勤	1日あたりの実利用人数が概ね15名以上
	III型 これまでの小規模作業所を想定した上乘せな機能強化。小規模作業所としての運営実績が5年以上であることが要件	基礎的な事業の職員のうち1名以上が常勤	1日あたりの実利用人員が概ね10名以上

《事業量の見込み》

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基礎的事業実施箇所（か所数）	0	3	3	4	4	4
地域活動支援センター機能強化事業実施箇所（か所数）	0	7	8	8	8	8
I型事業所（か所数）	0	3	3	3	4	4
II型利用人数（か所数）	0	1	1	1	2	2
III型利用人数（か所数）	0	3	3	3	4	4
I型利用人数（人/日）	0	22	24	26	28	28
II型利用人数（人/日）	0	15	17	18	18	20
III型利用人数（人/日）	0	45	46	48	48	50

《提供体制の確保に向けて》

地域で障害者を支えるネットワークの構築に向けて、「地域自立支援協議会」で中立・公平な相談支援事業の実施、地域関係機関との連携等を検討します。

(6) その他の事業（任意事業）

本市では、以下の事業を地域生活支援事業の任意事業として位置づけ、サービスを提供しています。

事業名	内容
福祉ホーム事業	住居を求めている障害者に、低額な料金で居室その他の設備や日常生活に必要な便宜の供与、地域生活の支援を行います
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な方に、移動入浴車で訪問により入浴サービスを提供
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業等を利用している方に更生訓練費を支給
日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護をすることができないとき、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います
生活サポート事業	介護給付決定者以外の日常生活・家事に対する支援により、地域での自立した生活の推進を図ります
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動への参加促進、手話奉仕員養成研修及び自動車運転免許取得・改造費用助成事業など、障害のある方の社会参加を促進する事業を行います
①スポーツ・レクリエーション活動参加促進	市内在住の障害者と子どもは共通の場に集い、スポーツを通じて相互の理解を深め合う（ふれあいスポーツの集い）を開催しています。
②芸術・文化活動参加促進	障害を克服し創作活動を通じて、自立に励んでいる方の作品を展示することで、能力の向上と生きがいを高めることを目的とする（ふれあい作品展）を開催しています。 音楽を通じて障害のある人もない人も一緒に楽しみ、交流と親睦を図り社会参加を促進する（みんなの音楽祭）を開催しています。
③自動車運転免許	重度身体障害者が就労等の交通手段確保のため、自動車の免許取得を必要とする場合に、その費用の一部を助成し、もって重度身体障害者の社会復帰等の促進を図る事業を行います。
④自動車改造	重度身体障害者が就労等の交通手段確保のため、自動車の改造を必要とする場合に、その費用の一部を助成し、もって重度身体障害者の社会復帰等の促進を図る事業を行います。
⑤手話奉仕員養成研修	手話を習得し、聴覚障害者との会話を容易に行い聴覚障害者のコミュニケーション支援を図る目的で、週1回の講習会を開催しています。 要約筆記奉仕員派遣事業の前段として、聴覚障害者とのコミュニケーション支援を図り、会議等の情報を伝える手段を習得する目的で開催しています。
⑥点字・声の広報発行事業	市報などを音読し、カセットテープに吹き込み視覚障害者で申請があった方へ送付する事業を行っています。

《事業量の見込み》

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
福祉ホーム事業利用者数（人/年）	0	1	1	2	2	2
訪問入浴サービス事業利用者数 （人/年）	1	2	2	3	3	3
更生訓練費・施設入所者就職支度金 給付事業実施箇所数（か所/年）	10	8	8	8	8	8
日中一時支援事業利用者数（人/年）	10	24	27	31	35	40
社会参加促進事業						
スポーツ・レクリエーション 活動参加促進 参加人数（人/年）	303	476	500	500	500	500
芸術・文化活動参加促進 参加人数（人/年）	334	448	550	550	550	550
自動車運転免許利用回数（回/年）	1	0	0	1	1	1
自動車改造利用件数（件/年）	4	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修実施 参加人数（人/年）	30	28	28	28	28	28
点字・声の広報発行事業利用者数 （人/年）	48	48	48	48	48	48

《提供体制の確保に向けて》

サービスを必要とする人が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めます。

（7）その他の障害者支援にかかわる独自施策の実施

本市では、障害福祉サービス及び地域生活支援事業に加え、障害のある方の地域生活を支援すべく以下の独自施策を実施しています。

事業名	内容
笠間市重度障害者（児） 住宅リフォーム助成事業	重度障害者（児）に、住宅設備を改善する際に要する経費の助成
笠間市重度心身障害者 タクシー利用料金助成事業	重度の心身障害者が、医療機関または機能回復訓練のため通院通所に要する交通費の一部を助成
笠間市障害者手帳申請 診断書料助成事業	身体障害者手帳または、精神障害者保健福祉手帳の交付申請に必要な診断を受けた方に対する、診断書料の助成

## 第6章 円滑な運営に向けて サービスの確保策

### 第1節 適切な障害程度区分認定の実施

障害者自立支援法に基づく自立支援給付を利用するには、支援費制度と同様に、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要ですが、18歳以上の方については、その前に、市から「障害程度区分の認定」（区分1～6の6段階）を受けるしくみが障害者自立支援法により導入されました。

障害者からのサービス利用の申請に基づき、市または委託先の相談支援事業者が心身の状況に関する106項目の「障害程度区分認定調査」を障害者に対して行い、その内容に基づき、市で「一次判定」を、障害程度区分認定審査会で「二次判定」を行い、「障害程度区分」が確定します。その後、障害者本人のサービス利用意向などをもとに市で「支給決定」を行い、障害者が「サービス利用計画」に基づいてサービスを利用するしくみです。

こうしたしくみについて、市内の障害者や家族などへの周知に努めるとともに、調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と、障害者のニーズに応じた支給決定に努めていきます。

### 第2節 応益負担の仕組みづくり

自立支援給付の利用にあたっては、長期的に安定して障害者を支える必要性から、サービス利用費の1割の自己負担が制度化されました。また、法施行前においては、食費や光熱水費は、グループホームでは負担があり、施設の入所や通所などでは負担がありませんでしたが、自己負担が必要になりました。低所得者の負担を軽減するために、法施行当初から、①月額上限設定や、②高額障害福祉サービス費、③入所施設の補足給付などが制度化されています。また、法施行後も「特別対策」や「緊急措置」が実施されています。

こうした制度について、市内の障害者や家族などへの十分な周知に努めます、また、地域生活支援事業の各種サービスについては、市町村が裁量的に自己負担額を決めることができます。自立支援給付との整合や、近隣市町との均衡を図りながら、低所得者に配慮した運用を図っていきます。

### 第3節 笠間市自立支援協議会の円滑な運営

障害者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。

そのためには、市、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

「笠間市障害者自立支援協議会」を中心に、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援、発達支援などの様々な課題について、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていきます。

#### ・自立支援協議会の機能

地域自立支援協議会には大きく分けて6つの機能があると考えられます。この機能をよく理解し、その活動をよりよいものとするために共通の目標を常に持ち、対立構造を作らず協働意識を育み、地域の支援レベルを一つ一つステップアップしていくことが重要となります。

情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・ 地域の社会資源の開発，改善
教育機能	・ 構成員の資質の向上の場として活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	・ 中立・公平性を確保する観点から，委託相談支援業者の運営評価 ・ サービス利用計画作成費対象者，重度包括支援事業の評価 ・ 市の相談事業支援事業の強化および県の相談支援体制整備事業の活用

#### ・相談から支援までの流れ

1. 福祉関係サービスに関する窓口での相談や施設入所者や施設職員からの相談を受け、事務局がケース内容等を集約します。
2. 事務局は相談内容を基に記録票を作成します。
3. 解決に必要とされる社会資源と支援の方向性を定めるための適切な情報を持ち合わせている関係者を招集し検討会を開催します。
4. 基本的には本人や家族に参加してもらい、本人のニーズや願いを聞き取りながら支援体制・計画を作成していきます。
5. 会議の結果を基に、本人と相談しながら福祉サービスの申請やその他必要な支援を行っていきます。